

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3065号)

令和6年5月9日

令 和 6 年 5 月 9 日

横浜市 長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子 正 史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年4月2日旭高第2793号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「・令和2年度旭高第1850号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1851号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1852号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1853号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1854号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1855号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1856号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1857号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」」の一部開示決定及び「また、請求文書に対し、表題を変え、遅延等により開示行為を妨害されている理由について開示請求する。更に870円と記載されている内訳について開を求める。とともに、請求文書に対し処理期日を順守されるよう求める。其の上で請求文書の先後処理を願います」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表に記載の行政文書を一部開示及び非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表に記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定及び非開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたもの及び旧条例第10条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち、起案文書上の個人の氏名、住所及び個人印の印影については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しないため非開示とした。また、広聴案件として処理された投稿の原文（以下「投稿原文」という。）については、投稿者自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する主張や見解その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しないため非開示とした。
- (2) 開示行為を妨害されている理由についての文書及び870円と記載されている納付書兼領収書の内訳の文書については、妨害の事実はなく、内訳は作成していないことから保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件各処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 本件請求文書に沿った文書を開示されるよう求める。
- (3) 条例には「根拠規定及び当該規程を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない」とある。単に非開示とする根拠規定を戯言による記載で示すだけで、審査請求人の非開示情報のどの部分に根拠規定が適用されているのか不明である。審査請求人の、どの様な事実によって審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると判断したのか。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、令和2年度旭高第1850号から第1857号までの決裁文書、具体的には上記各一部開示決定に関する開示請求書、一部開示決定通知書（案）、起案用紙及び投稿原文である。

イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。

- (3) 開示請求書、一部開示決定通知書（案）及び起案用紙のうち個人の氏名及び住所の旧条例第7条第2項第2号該当性

ア 旧条例第7条第2項第2号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ

当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ これら文書のうち個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 投稿原文の旧条例第7条第2項第2号該当性等

ア 実施機関は、投稿原文については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると主張するので、以下検討する。

イ 当審査会で本件審査請求文書を見分したところ、投稿原文には、個人の氏名及び住所並びに特定年月における特定個人と横浜市旭区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）との間での窓口対応の経過等が記載されている。

このような記載がある投稿原文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ ところで、旧条例第8条第2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

本件では、投稿原文のうち、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」である個人の氏名及び住所を除いた部分は、特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。

(5) 開示行為を妨害されている理由についての文書及び870円と記載されている納付

書兼領収書の内訳文書の存否

ア 旧条例第10条第2項は、実施機関は、開示請求に係る行政文書を保有していないときは、開示しない旨の決定をし、その旨を書面により通知すると規定している。

イ 開示行為妨害の理由が分かる文書の存否について実施機関に確認したところ、開示行為を妨害している事実は一切ないとの説明があり、一方審査請求人は妨害の具体的な内容を一切主張していないことを踏まえると、当該文書が存在していないとする実施機関の判断は、不合理とはいえない。

ウ 次に、870円と記載されている納付書兼領収書の内訳文書の存否について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

開示請求文書の写しの交付実費については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号）に規定され、白黒刷りの場合でA4サイズ1枚当たり片面10円とされている。

令和2年度旭高第1850号から第1857号までの8件の開示決定に係る写しの交付実費納付用に、1枚の納付書兼領収書を作成しており、開示の総枚数87枚に1枚当たり10円の単価を乗じて得た金額と郵送料を内訳欄に記載している。

これ以上の内訳を作成する必要はなく、他の文書も存在しないため、当該文書は保有していない。

このような実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、本件審査請求文書を一部開示とした決定及び非開示とした決定は、いずれも妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

別表

審査請求文書
<p>・令和2年度旭高第1850号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1851号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1852号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1853号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1854号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1855号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1856号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1857号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・請求文書に対し、表題を変え、遅延等により開示行為を妨害されている理由について開示請求する。更に870円と記載されている内訳</p>

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年4月2日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年5月7日	・審査請求人から意見書を受理
令和6年3月7日 (第29回第四部会)	・審議
令和6年4月4日 (第30回第四部会)	・審議